



稲毛区のシンボルマーク

第2期稲毛区地域福祉計画

みんなで支え合い、安心して暮らせる^{まち}稲毛をめざして

— 心のバリアフリーから始まる“地域発”の取り組み —

計画期間 平成23年度～26年度



平成23年3月

千葉市

ごあいさつ

このたび、平成26年度を目標年次とする「第2期稲毛区地域福祉計画」が策定されました。

本計画は、平成18年度を初年度とする「稲毛区地域福祉計画」が最終年度を迎えるにあたり、稲毛区地域福祉計画推進協議会において、新たに生じた課題や社会情勢の変化等を踏まえた見直しの検討を平成21年度から2年間にわたり行い、5つの基本方針に沿って、具体的な取り組み項目を定め、重点項目を選定し作成されたものです。

また、基本目標 みんなで支え合い、安心して暮らせる^{まち}稲毛を目指して

— 心のバリアフリーから始まる“地域発”の取り組み —

は、第1期計画を継承し、地域住民と行政との役割の明確化を図り、地域においては、自助（自分のことは自分ですること）・共助（地域住民が支えあうこと）を中心とした住民による参加・活動の計画となっております。

区民の皆様方におかれましては、地域で暮らすすべての方々が、稲毛区に住み続けたいと思えるような地域福祉を推進していただきたく、具体的取り組みへの積極的なご参加とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画策定にあたり、ご尽力いただきました委員の皆様をはじめ、ご意見をお寄せいただいた区民の皆様、その他ご関係の皆様にご心からお礼を申し上げます。

稲毛区長

「稲毛区地域福祉計画」は、性別や年齢、障害の有無など、個性の異なる多様な区民の方の意見を反映させ、平成18年3月に策定された計画です。区民の方は単に要望を述べるだけでなく、具体的な取組内容についても検討し、文字どおり一から計画をつくり上げました。

このたび、平成23年度から新たな計画期間とする「第2期稲毛区地域福祉計画」をとりまとめました。第1期計画の内容をベースとしつつも、取組の推進状況などを踏まえて見直し作業を行いましたが、ここでも区民が委員となっている「地域福祉計画推進協議会」を中心に作業が進められるなど、“市民参加”のプロセスがとられたことが特徴と言えます。

「地域福祉計画」と聞いてもピンと来ない方もいらっしゃるかもしれませんが、すべての人に関係のある、支え合いを基本としたまちづくりの計画です。本計画は“自助・共助”の取組を中心とした内容となっておりますが、“公助”の取組は別に「千葉市地域福祉計画」に定められており、これらが両輪となって『誰もが安心して暮らせる福祉のまち』の実現を目指すことが目的です。

第1期計画の策定の取組が始まってから約7年間で、多くの区民の“つながり”が新たに生まれたことを実感しています。計画の実現には、このように区民どうしはもちろん、行政、専門家、事業者など、多様な主体が有機的につながり、力を合わせる事が欠かせません。一人一人のできることは小さいかもしれませんが、より多くの方にまずはこの計画に関心をお持ちいただき、つながりをどんどん生み出し、活かすことで、計画を推進していくことができたらと願っています。

稲毛区地域福祉計画推進協議会
委員長 原田 正隆

<目次>

第1章 計画の基本的考え方

1 計画策定の背景と目的	2
2 計画策定の経過	2
3 計画の位置づけ	2
4 稲毛区概況	6
5 計画期間	6

第2章 第1期計画の見直しと推進状況

1 第1期計画の推進状況及び課題	8
2 見直しのポイントと方法	9
3 見直しの結果	10

第3章 5つの基本方針と基本目標

1 5つの基本方針	12
2 基本目標	13

第4章 具体的な取り組み

《主な担い手について》	16
-------------	----

基本方針1 地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから 始めよう	19
---	----

基本方針2 人と人とのつながりをつくり、活かし、支え合い助け 合う地域での連携プレー	21
--	----

基本方針3 「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、 活動したり」するみんなの居場所づくり	26
---	----

基本方針4 身近なところで必要な情報を得ることができる仕組み づくり	33
--	----

基本方針5 日頃からの緊急時に備えた取り組み	38
-------------------------------	----

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の周知	46
2 稲毛区地域福祉計画推進協議会の役割	46
3 推進に向けてのポイント	47

資料編

1 稲毛区地域福祉計画推進協議会設置要綱	50
2 稲毛区地域福祉計画推進協議会委員名簿	52
3 人口・世帯数	53
4 福祉・福祉施設	54
5 地域における交流・連携	62
6 地域の活動状況	64

<取組内容一覧表>

基本方針		施策の方向性		具体的な取り組み	
1	地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう	(1)	お互いを知る機会をつくる	①	挨拶から始まる地域との関わり
		(2)	住民同士のコミュニケーションの機会を増やす	①	地域へのイベント・祭り、町内自治会行事などへの参加
2	人と人とのつながりをつくり、活かし、支え合い助け合う地域での連携プレー	(1)	身近な地域での連携・協力による支援や見守り	①	地域で活動している人・組織同士との連携・協力 重点項目
				②	子どもからお年寄りまで、地域住民の参加による支援や見守り
				③	一人暮らし高齢者・障害者などの引きこもり防止対策
		(2)	新たなかたちでの支援や見守り	①	ボランティアの人材育成 重点項目
				②	活動の中核となれる人材の発掘 重点項目
				③	コーディネート組織の連携 重点項目
④	暮らしの助っ人隊の結成				
⑤	「文教のまち」を生かした、大学や学生も参加するまちづくり				
3	「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」するみんなの居場所づくり	(1)	お互いを認め合った様々な交流の展開	①	ふれあい・いきいきサロン、ふれあい・子育てサロンの拡充
				②	学校や保育所（園）等とのイベントを通じての地域交流
				③	ごはんを一緒に食べる機会づくり
				④	公民館と連携した子どもの居場所づくり
				⑤	いきいきプラザ・いきいきセンターでの交流
		(2)	誰もがぶらっと寄ることができる場づくり	①	公共施設や空き店舗などを活用した身近な居場所づくり
				②	公共施設への移動手段の確保
③	今後、設置される福祉施設の活用方法の提案				
4	身近なところで必要な情報を得ることができる仕組みづくり	(1)	身近なところでの情報提供と相談	①	地域の情報の収集と発信
				②	ぶらっと寄ることができる場での情報提供
				③	身近な地域の相談相手の確保
				④	権利擁護・成年後見制度の情報提供と理解を進める
		(2)	青少年の健全育成に向けての対応	①	有資格者の育成や啓発の充実による見守り活動
				②	健康づくりの普及・啓発
		(3)	健康づくりの推進	①	健康づくりの普及・啓発
				②	地域でできる介護予防の普及
				③	こころの健康についての対応
				④	地域での福祉講座の開催

基本方針		施策の方向性		具体的な取り組み	
5	日頃からの緊急時に備えた取り組み	(1)	いざというときに必要な情報把握	①	安心カードの作成と活用 重点項目
		(2)	災害時などの支援体制の強化	①	災害時に対応した地域住民の研鑽を図る 重点項目
		(3)	地域でできる防犯の取り組み	①	防犯パトロールの取り組みの推進
				②	「子ども110番の家」の拡大・活用
				③	防犯マップの作成と活用
④	商店街・企業等と連携した取り組み				
(4)	バリアフリーのまちづくり	①	身近な場所でのバリアフリーの確認		



第1章

計画の基本的考え方

1 計画策定の背景と目的

稲毛区では、住み慣れた地域で、誰もがその人らしく安全で安心して充実した生活がおくれるよう、本市で展開しているサービスだけでなく、地域住民のつながりを構築し、支え合い助け合う関係をつくり、今まで以上に地域住民同士が協力していくことを目指し、「文教のまち稲毛区」としての特性を活かしながら、「稲毛区地域福祉計画」（以下「第1期計画」という。）を平成18年3月に策定し、推進を図ってきました。

しかしながら、「第1期計画」の策定から5年が経過し、この間、支え合い助け合う仕組みづくりという目指したところまで進んでいるとは言えないため、あらためて目指すべき目標に向けて区民が取り組むべき課題を仕分け、重点（優先）取組項目を設定した第2期稲毛区地域福祉計画を策定するものです。

2 計画策定の経過

平成16年・17年に地区フォーラムや合同フォーラム、作業部会、策定委員会を実施し、第1期計画を平成18年3月に策定。



地域福祉計画の円滑な実施を図るため、稲毛区地域福祉計画推進協議会（以下「区推進協」という。）を設置し、平成18年より年4回区推進協を実施し、計画の取組状況の把握等を実施。



平成21・22年に作業部会（区推進協の委員で構成）を設置し、第1期計画の見直し検討会を21年度は6回、22年度は9回開催し、第2期稲毛区地域福祉計画(案)を策定。



平成22年10月に第2期稲毛区地域福祉計画(案)の市民説明会を実施。



平成23年1月にパブリックコメントを実施。



平成23年3月に第2期稲毛区地域福祉計画を策定。

3 計画の位置づけ

（1）計画の法的位置づけ

稲毛区地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉法の改正により定められた「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。

なお、本市では、市域も広く、区によって都市形成の過程や交通基盤などのインフラ整備、住民の生活スタイルなどが異なることから、地域の実情を十分に反映するため、市民にとって身近な行政主体である区ごとに「区地域福祉計画」を策定し、あわせて各区の計

画内容を踏まえた市（行政）として取り組むべき施策を中心とした全市的な「市地域福祉計画」を策定することにしました。

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- ① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（2）区地域福祉計画と市地域福祉計画との関係

区地域福祉計画は、身近な地域での様々な生活課題に対して、自分のことは自分で行うこと（自助）、地域住民同士が支え合うこと（共助）を中心とした住民による参加・活動の計画です。

一方、市地域福祉計画は、地域福祉に関する基本的理念や意義を明らかにするとともに、各区の計画に盛り込まれた自助・共助を中心とした取り組みを支援する公的施策や地域福祉を推進するための基盤づくりとして全市的に実施すべき行政施策（施設整備、サービス、人材育成、情報等）（公助）を中心として盛り込まれています。

第1期計画では、地域の生活課題や問題点の抽出から、その解決に向けた取り組みにいたるまで、すべて住民の皆さんの話し合いで決めていきました。

身近な地域の課題や問題について、できることは地域で解決していく、地域の支え合い・助け合いの力を高めていき、地域住民をはじめとして、町内自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区部会（以下、社協地区部会という。）、NPO、ボランティア、社会福祉事業者、学校、企業など、様々な人と団体・組織が地域で連携を深め、取り組むことを期待してきました。

第2期稲毛区地域福祉計画では、第1期計画に引続き解決に向けた取り組みを地域の連携のもと進めていきますが、取組みが遅れているものを進めていくこと、取り組んでいるものでもさらに進めていくことなど、計画の推進を図るため重点項目を設定し、取り組んでいきます。

【地域福祉の推進における自助・共助・公助の役割】

市民の自助努力を出発点として、地域福祉の推進という共通目的を持つ市民及び行政とが、それぞれの特性を活かした役割分担の下に生活課題の解決に向けて努力することが必要です。

このため、「自助・共助・公助」が適切に連携し、地域全体で支え合い助け合う地域社会を作り出すことが必要です。

自 助

「自助」とは、「自分のことは自分で行うこと！」

日常生活の中で自らの責任において、自分でできることは自分たちで行うということです。行政まかせや他人ごとではなく、個人や家族が自ら解決するということです。

共 助

「共助」とは、「地域住民同士の支え合い！」

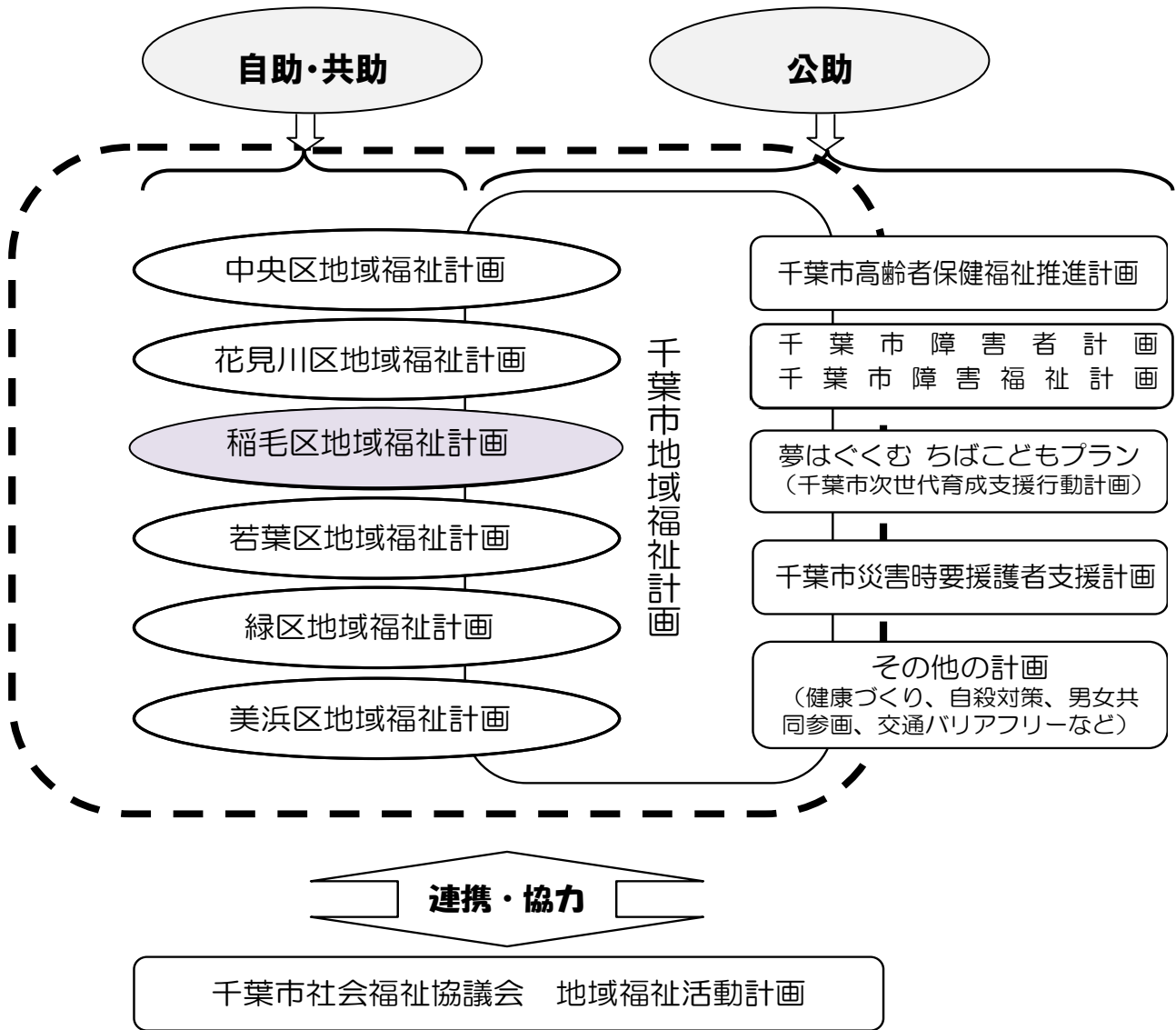
地域に暮らす誰もが福祉の受け手であるとともに担い手であることを自覚し、地域の中でそれぞれが役割を担っていくことです。隣近所をはじめ、様々な団体・組織が地域で連携を深めて、共に支え合い助け合いながら、地域の生活課題の解決を図るものです。

公 助

「公助」とは、「個人や、地域、民間の力だけでは解決できないことについて、行政が自助、共助の取組みを支援するとともに、基盤づくりを行うこと！」

各種の公的施設の整備、法律等に基づく制度や行政サービスの実施、専門性を持った人材の育成、情報・相談体制の整備などがあげられます。

【区計画と市計画の関係イメージ図】



4 稲毛区概況

稲毛区は、本市の北西部に位置し、面積は21.25km²であり、区の北部地域の一部を除き、区域のほとんどが市街化区域となっています。住宅用地が約48%と最も広い割合を占め、畑地は約7%、山林は約2%と市全体と比較して少なくなっています。

区役所からJR西千葉駅にかけては、千葉大学をはじめとした高等教育機関や研究施設等が集まって文教地区を形成し、JR稲毛駅周辺は、中高層の商業機能が集積しているほか、稲毛図書館などの文教施設も整備され、区を中心として発展しており、京成稲毛駅周辺には昔ながらの商店街が軒を連ねています。市街地の中には、園生の森公園や稲毛浅間神社周辺の松林など、貴重な緑が残されています。

稲毛区の人口は、平成22年9月30日現在の国勢調査によると、156,804人で全市の16.4%、世帯数は、68,991世帯で全市の16.9%といずれも第3位となっています。今後、平成27年までは人口が増加し、以後減少に転じる見込みです。

また、稲毛区の65才以上の高齢者の人数は、30,985人（平成22年9月30日現在）で、高齢化率（65歳以上）19.8%で、千葉市全体の20.0%からみると、低い値を示しています。

そのうち、65才以上の高齢者のひとり暮らしの人数は、4,271人で、高齢者世帯の人数は、11,912人（平成22年5月末現在）です。

稲毛区の障害者手帳所持者数（平成22年3月末日現在）は、身体障害者手帳が4,583人、療育手帳（知的障害児・者）が755人、精神障害者保健福祉手帳が522人で、前年と比較して、身体障害者手帳所持者が3.5%、療育手帳（知的障害児・者）所持者が7.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者が19.7%の増と推移しています。

5 計画期間

千葉市地域福祉計画と本計画との関連ある高齢者保健福祉推進計画や千葉市障害福祉計画等の終了年度と整合を図るため、平成23年度から平成26年度までの4年間とします。

第2章

第1期計画の見直しと推進状況

1 第1期計画の推進状況及び課題

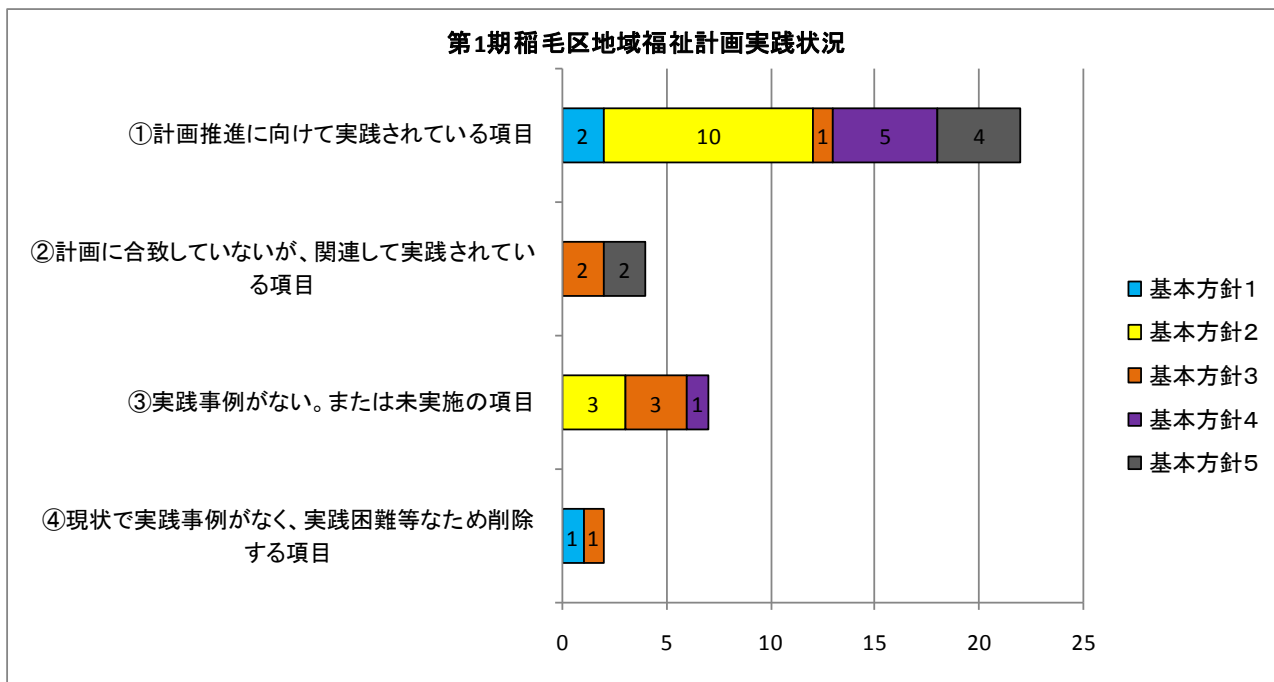
(1) 第1期計画の推進状況

第1期計画は5つの基本方針に基づき、計画を推進しました。

計画全体の推進状況としては、「ふれあい・いきいきサロン、ふれあい・子育てサロンの拡充」の実践事例が特に多く、社会福祉協議会地区部会を中心にほとんどの地区で実践されています。ほかには、市等の助成制度を活用し、緊急時の支援体制作りや防災・防犯マップづくりが、社協地区部会を中心に多く実践されていました。

また、より詳細な結果を把握するために、計画の取組状況として具体的な取り組み項目を以下のように分類しました。

- ① 計画推進に向けて実践されている項目・・・・・・・・・・ 22項目
- ② 計画に合致していないが関連して実践されている項目・・・・ 4項目
- ③ 実践事例がない。または未実施の項目・・・・・・・・・・ 7項目
- ④ 現状で実践例がなく実践困難等なため削除する項目・・・・・・ 2項目



(2) 第1期計画の課題

- 次期計画では、本来、区計画に取り入れるべき自助・共助を中心とした、地域住民を活動主体とした計画とする必要があります。
- また、自助・共助を中心とした活動であっても、より地域住民が取り組みやすい内容に修正する必要があります。
- 区計画の見直しの過程においては、他区の地域福祉計画を参考にするなどして、自助、共助の新たな取組項目の項目を加えるなどの検討が必要です。

2 見直しのポイントと方法

(1) 見直しのポイント

上記の第1期計画の推進状況や課題を踏まえて、現計画の見直しについては、以下の4つのポイントに沿って整理しました。

なお、第1期計画は、要支援者を含む地域住民、社会福祉協議会地区部会、民生委員・児童委員協議会等の社会福祉活動を行う方、社会福祉を目的とする事業を経営する方などで平成16年4月に4つの地区フォーラムを設置し、毎月、地区フォーラムを開催、身近な問題から課題を設定し、その解決策の検討を行った市民主体で策定された計画となっています。

そのため、第1期計画が策定された当時から、見直しを実施した現時点での地域の現状や課題に大きな変化はないと考えられることから、今回、見直しを行うに際しては、第1期計画の問題点を考慮しながら、基本目標や施策の方向性については、基本的に継続して推進して行くこととしました。

【第1期稲毛区地域福祉計画見直しのポイントについて】

ポイント1 市地域福祉計画と稲毛区地域福祉計画の役割分担の整理

住民が参加・活動する内容(自助・共助)を位置づけた「区計画」と行政が取り組むべき内容(公助)を位置づけた「市計画」の役割分担を整理する。

ポイント2 現状に則した修正

社会経済情勢や国等の動向、その他の諸状況の変化を踏まえて修正を行い、必要に応じて適切な取組項目を新たに設定する。

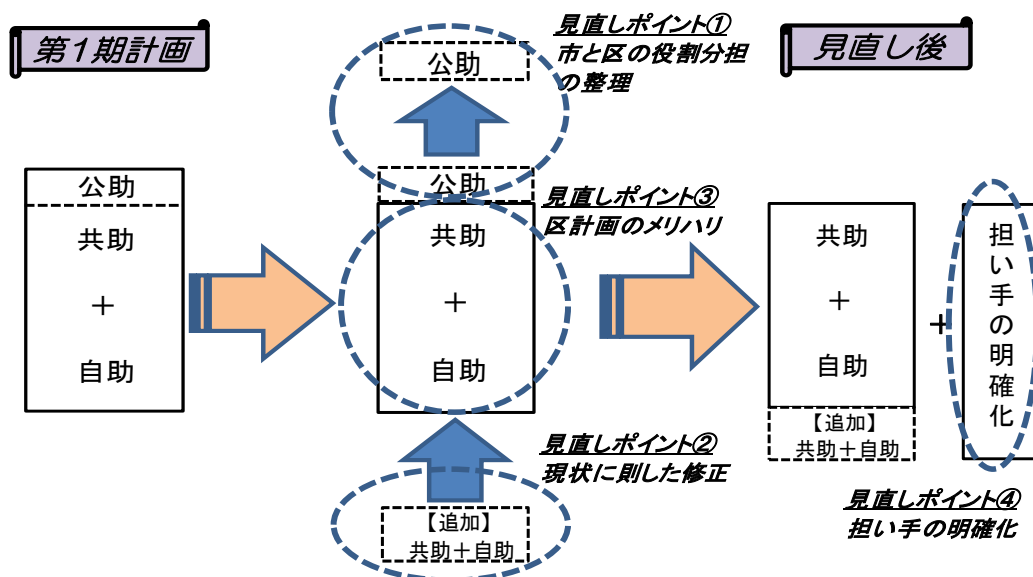
ポイント3 区計画のメリハリ

区の特徴に合わせた課題への対応を図るため、重点項目(取組みの優先順位)を設け、取組みを強化する。

ポイント4 担い手の明確化

各区の計画を着実に推進するため、計画を実行する担い手をできる限り明確化する。

【計画の見直しのイメージ】



(2) 見直しの方法

① 計画見直しの体制

平成21・22年度に区推進協において、見直しを行いました。具体的な作業は、区推進協作業部会（区推進協の委員で構成）を設置し、実施しました。

② 計画見直しの方法

事務局（市・区・区社協）と作業部会の委員が計画案を作成し、区推進協議会で審議しました。

3 見直しの結果

第1期計画の35の取組み項目の見直し検討を行った結果、公助での取組み項目や自助・共助での取組みはむずかしいとのことで、2つの項目を削除しました。また、現状に即した修正等で、4つの取組み項目を統合するなどを行い、さらに新たな取組み項目の必要性があることから8つの項目を追加し、第2期計画の取組み項目を34項目にまとめあげました。

また、区計画のメリハリ（取り組みの優先順位）の検討を行い、重点項目として6つの具体的な取組み項目を選定しました。

＜＜重点項目＞＞

- 1 基本方針2－(1)－① 地域で活動している人・組織との連携・協力
- 2 基本方針2－(2)－① ボランティアの人材育成
- 3 基本方針2－(2)－② 活動の中核となれる人材の発掘
- 4 基本方針2－(2)－③ コーディネート組織の連携
- 5 基本方針5－(1)－① 安心カードの作成と活用
- 6 基本方針5－(2)－① 災害時に対応した地域住民の研鑽を図る

第3章

5つの基本方針と基本目標

1 5つの基本方針

地区フォーラムで整理された課題やそれに対する解決策の検討内容を踏まえ、稲毛区の地域福祉を推進していく上での方向性を示す基本方針を下記のとおり5つ決めました。

《基本方針1》 地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう

地域福祉は、地域に住む人々がお互いを知り、理解することから始まるのではないのでしょうか。

みんながお互いの気持ちを理解し、人それぞれの声に耳を傾け、関心を持てるよう、まずは、近隣や町内自治会単位などで、挨拶やふれ合う機会をつくっていきます。

《基本方針2》 人と人とのつながりをつくり、活かし、支え合い助け合う 地域での連携プレー

地域に住む人々や組織をつなげるコーディネート機能を整備し、地域のネットワーク機能を構築していきます。

また、そのネットワークを活用し、地域の課題や諸問題への対応（日常生活における支援や障害児の親が急に病気になってしまったときなどのいざというときの支援、見守り活動、提案活動など）を展開していきます。

《基本方針3》 「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」するみんなの居場所づくり

誰もが、気軽に参加できる交流活動を通して、仲間づくりや心身の健康づくりを推進するとともに、身近な相談（暮らしの中のちょっとしたこと）の場としても機能させていきます。交流の場としては、公共施設や自治会館などを活用します。

《基本方針4》 身近なところで必要な情報を得ることができる仕組みづくり

身近なところで、市や民間、地域などの様々な情報を得ることができるような仕組みをつくっていきます。

また、青少年の健全育成にとって好ましくない情報などに対する対策にも取り組んでいきます。

《基本方針5》 日頃からの緊急時に備えた取り組み

災害時などのいざというときに備えた対策を検討し、支援体制を構築していきます。また、最近増加している様々な犯罪などについて、地域でできる防犯対策を展開していきます。

2 基本目標

地区フォーラムでの検討や5つの基本方針を踏まえ、稲毛区のめざすべき将来像である基本目標を下記のとおり決めました。

《基本目標》

みんなで支え合い、安心して暮らせる^{まち}稲毛をめざして

－ 心のバリアフリーから始まる“地域発”の取り組み －

☆基本目標のポイント

この基本目標は、この稲毛区がどのような福祉のまちをめざそうとしているものなのか表しています。

まず1行目は、稲毛区がどのような福祉のまちをめざすのかという「目標」を、誰が見てもわかるような言葉で記載しています。

2行目は、「心のバリアフリー」など、あまり耳慣れない言葉も入っていますが、興味を引いたり、目新しさを感じさせるような言葉で、この計画の「大切な視点」を記載しています。

第4章

具体的な取り組み

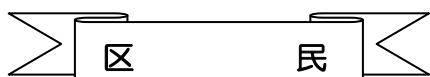
《主な担い手について》

地域福祉推進のためには、一人でも多くの方が地域福祉の理解を深め、地域福祉活動に参加することが必要です。

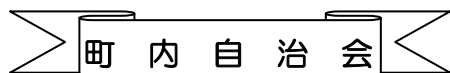
【担い手とは】

各具体的な取組み項目に対して、以下の2つに入るもの

- ①実践している個人・団体
- ②今後担い手として考えられる個人・団体

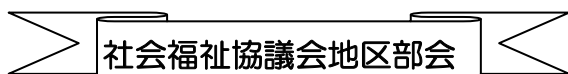


地域で生活している人、または地域で働いたり学んだり、その地域で活動する人などです。



一定の地域に住む人達が、明るく住み良い豊かなまちづくりをめざし、地域における生活上の諸問題、身近な環境整備や安全、福祉などいろいろな問題の解決に取り組むとともに、お祭りや運動会等いろいろな行事を通じ、住民の連帯意識の向上に努めている自主的な団体です。

市全体で平成22年7月31日現在、1,036団体、稲毛区で180の団体が設置されています。



おおむね中学校区を単位として、地域住民の社会福祉に対する理解と関心を深め、地域の福祉課題に、より細やかに対応するために組織された地域住民の皆さん自身によって作られた自主組織です。

主な活動としては、ふれあい食事サービス、敬老会、いきいきサロン、散歩クラブなどを行っています。

市全体では64地区、稲毛区では、山王、草野、千草台中学校、緑が丘、轟・穴川、301（作草部・天台）、稲毛、稲丘、緑・黒砂、小中台西、小中台東の11地区が設置されています。

民生委員・児童委員

地域住民の福祉向上のために、昭和23年に制定された民生委員法に基づいて厚生労働大臣が委嘱する奉仕者で児童福祉法による児童委員も兼ねています。

子どもや家庭のこと、地域のことなどを皆さんと一緒に考えサポートしています。

また、困ったことや心配ごと、支援を必要とする相談には、住民の立場に立って対応し、福祉サービスに関する情報の提供や、行政や社会福祉施設、社会福祉に関する活動を行う人などとの連携で問題解決のお手伝いもします。

現在、千葉市で約1,400名の方が活動を行っています。

青少年育成委員

地域社会に根ざした自主的団体として、地域社会の総力を結集し、青少年の健全育成を図ることを目的として活動しています。

青少年の余暇を利用したの文化的・スポーツ的な諸行事の実施や、青少年に有害な社会環境浄化のための非行防止及び啓発活動、青少年問題に関する地域的な広報誌の発行、地域の各種団体の連絡調整活動などを行います。

また、地域ぐるみで青少年の健全育成活動を総合的に推進して行くことを目指して作られた組織で、青少年育成委員会が中学校区ごとに設置されています。

老人クラブ

高齢者の日常生活を、生きがいをもって健全で豊かなものにするために、同じ地域に住む方々が集まり健康の増進や資質の向上などを目指し、地域社会との交流のなかでレクリエーションや社会奉仕活動を通じながら友達づくりの輪を広げていく、自主的な組織です。

N P O

NPOは、英語の“Non-Profit Organization”の略で、ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指します。つまり、株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命（ミッション）の実現をめざして活動する組織や団体」のことです。

社会の様々な課題に対して、見過ごすことができない、待ってはられないという思いや志を持った個人が集まり、自らやるべきことを発見して行動し、実現しようとする組織や団体のことをいいます。

保健・医療・福祉に関するNPO法人だけで、市内でも100以上の団体があります。

ボランティアセンター

ボランティア活動に関心があり、参加したい、あるいはボランティアを必要とする個人・団体からの相談を受け付けるとともに、さまざまな情報を収集・発信し、皆さんのボランティア活動を応援します。

区ボランティアセンターでは、個人ボランティア及びボランティアグループの登録受付、ボランティアに関する相談、ボランティア活動室等の貸出、ボランティア講座の開催などを行っています。

社会福祉協議会

「住み慣れた地域で、家族や友人とともに健やかに暮らしたい」という願いをかなえるために、地域住民や各種団体（団体・機関・福祉施設など）と話し合い、協力し合い総合的な福祉の推進を図るために設置された民間の福祉団体です。

地域福祉を推進する専門機関として、全国の都道府県・指定都市・市区町村に設置され、誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」に公共性と自主性をもって取り組んでいます。

なお、今後は、コミュニティソーシャルワーカーとしての専門的知識を有する人材を各区に配置し、ニーズ把握に基づく地域活動の企画提案や、住民、関係団体、行政、その他の組織などと様々なネットワークを作り上げ、それぞれの活動をつなぐための調整など、課題解決のための活動を総合的に支援する「企画提案・調整型社協」を目指していきます。

基本方針 1

地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから
始めよう

(1) お互いを知る機会をつくる

【現状と課題】

近年、地域住民のつながりが希薄化してきています。隣に住んでいる人が誰なのかわからないということも決して珍しいことではありません。

家族以外で一番身近にいる人は近隣の住民です。それぞれの地域の実情に合った形での近隣住民との関係をつくることによって、初めて、日常生活や緊急時など様々な場合に協力・連携が生まれます。

そのためには、お互いを知る機会をつくっていくことが必要です。

【具体的な取り組み】

① 挨拶から始まる地域との関わり

◆ 取組内容

近隣住民が顔見知りになる最初のきっかけは挨拶です。挨拶から会話は始まります。それはちょっとした心がけでできることです。

誰もが日常での挨拶を心がけ、自分の住む地域の近隣住民を知り、地域と関わることにより、交流や支援、見守りにつなげていきます。

◆ 対象者 区民

◆ 担い手 区民

(2) 住民同士のコミュニケーションの機会を増やす

【現状と課題】

様々な人が暮らす地域で、経済状況の影響もあるかもしれませんが、今ほど「自分の暮らしを守ることで精一杯、他人のことまでは思いやれない」という時代はないかもしれません。困っている人達を見て見ぬふりをしてしまう、障害者や外国人などの自分と異なる人を受け入れることができないことがあります。

また、福祉の概念が変わり、介護や子育てが社会化されてきましたが、行政サービスまでは必要としないものの、互いの助け合いや見守りにより、助かる人もいます。

今こそ、心のバリアを取り除き、地域のコミュニケーションの風通しをよくして、困っている人の声に耳を澄ますことのできる人を増やしていくことが必要です。

【具体的な取り組み】

① 地域へのイベント・祭り、町内自治会行事などへの参加

◆ 取組内容

- ・ 地域の各種団体や福祉施設、NPO、ボランティアなどが知恵を出し合い協力するとともに、子どもから高齢者、障害者などが企画の段階から参画することにより、誰もが参加しやすい行事やイベントづくりを行います。
- ・ 近所の人や知り合いなどを、誘い合って参加します。

◆ 対象者 区民

◆ 担い手 区民



基本方針 2

人と人とのつながりをつくり、活かし、支え合い助け合う
地域での連携プレー

(1) 身近な地域での連携・協力による支援や見守り

【現状と課題】

地域住民同士の助け合いは、町内自治会や民生委員・児童委員などの活動を中心に、様々な取り組みが展開されてきました。それらの活動は、地域での私達の毎日の暮らしにとって、現在でもかけがいのない役割を果たしています。

それらの人・組織は、地域によっては、連携・協力をとって、様々な活動を展開していますが、昔のような地域のつながりが薄くなっているため、全ての地域でそのような形がとれているわけではないようです。

今後、増えていくとされる高齢者や障害者（特に一人暮らし）など、支援を必要とする人達を地域で支えていくために、また、より良い地域にしていくために、人・組織がそれぞれの地域に合ったかたちで、連携・協力することが不可欠です。

【具体的な取り組み】

① 地域で活動している人・組織同士との連携・協力 **重点項目**

◆ 取組内容

- ・ 地域で活躍する人・組織が所有している情報をプライバシーに十分配慮しながら共有し、各地域の実情にあった形で連携・協力し、「遠くの親戚より近隣で生活する身近な人による支え合い助け合えるより良い地域」をめざします。
- ・ 人・組織が行っている活動や役割を地域の人に知らせます。
- ・ 市や専門機関とも連携・協力して行います。
- ・ 今後、(2)の「新たな形での支援や見守り」にあるコーディネート組織や暮らしの助っ人隊、大学などとも連携・協力を図っていきます。

◆ 対象者 区民

◆ 担い手 地域で活動している人・組織

② 子どもからお年寄りまで、地域住民の参加による支援や見守り

◆ 取組内容

- ・ 地域のために何かしたいと思っている方が、これまでの経験や知恵を活かすことも含め、地域での活動に参加します。
- ・ ゴミ出しや安否確認、見守り活動、買い物などちょっとしたことから、パソコンの指導などの専門的なことまで様々な活動が展開されることが期待されます。
- ・ 見守りや支援活動に子ども達も地域の一員として参加します。

◆ 対象者 支援を必要としている人

◆ 担い手 区民（子どもからお年寄りまで）

③ 一人暮らし高齢者・障害者などの引きこもり防止対策

◆ 取組内容

- ・ 民生委員・児童委員が訪問してもなかなかドアを開けてくれない、話もしてくれない一人暮らし高齢者や障害者などについて、今まで行っている活動を推進するとともに、他の対策でよい効果が得られないか検討し、実践していきます。
- ・ 訪問活動は、一人暮らし高齢者・障害者などの安否確認にもつながります。

◆ 対象者 一人暮らし高齢者、障害者など

◆ 担い手 町内自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区部会、老人クラブなど

＜事例紹介＞ 老人クラブ連合会の活動

「稲毛区老人クラブ連合会」は、現在4つの地区（小中台・稲毛・北・文葉）内に23の単位クラブがあり、約1,030名の会員で構成されている団体です。

健康・友愛・奉仕を柱に活動していますが、参加することでお互いを知り、支え合える仲間づくりが育まれていきます。

近年、一人暮らしが増加する中、人間不信が募る事件が多発しています。実施している

“友愛活動”は、「憩いの場」の提供や訪問活動を重ねて話し合い、心を通わせていくことができます。

また、奉仕活動として施設ボランティアや地域の清掃を実施し、安全で美しい街づくりに取り組んでいます。



＜稲毛区老人クラブ連合会芸能大会＞

(2) 新たなかたちでの支援や見守り

【現状と課題】

今日、子育てや介護等、暮らしの中での「困った」が地域の中にあふれています。それらは「福祉サービスで対応できること」の一方で、「福祉サービスを受けるほどではないが毎日の暮らしの中ではとても不自由なこと」があります。このような「困った」に対して、身近に暮らす地域住民同士で手をとりあっていくプライバシーや個人を尊重した思いやりのある仕組みづくりが必要です。

それは、「困った」を拾い上げ、それに対応できる組織や個人を探し、協力・連携を要請し、ともに問題解決を図り、その経過を見守る体制ではないでしょうか。

今まで展開してきた仕組みとともに、新たな形での支援や見守りが期待されています。

【具体的な取り組み】

① ボランティアの人材育成 **重点項目**

◆ 取組内容

- ・ 地域活動を行うのに、ボランティアの存在は欠かせません。このため、講座を開催してボランティアを育成します。
- ・ 地域の方に各種ボランティア活動への参加を促し、体験を通して、ボランティアの育成に努めます。
- ・ 子ども達を主な対象に、学校でもボランティアの人材育成を進めます。

◆ 対象者 区民

- ◆ 担い手 社会福祉協議会地区部会、NPO、市・区ボランティアセンター、福祉事業者、学校など

② 活動の中核となれる人材の発掘 **重点項目**

◆ 取組内容

- ・ 区内に居住する各種の福祉関係の仕事の経験者や、ことぶき大学校などの生涯大学の学生及び修了者、ボランティアなどから希望者を募り、登録（人材バンク）し、人材を発掘します。

◆ 対象者 区民

- ◆ 担い手 社会福祉協議会地区部会、社会福祉協議会

③ コーディネート組織の連携 **重点項目**

◆ 取組内容

- ・ 各地区でコーディネート組織が立ち上がっています。
- ・ コーディネート組織が機能していくためには、地域で活動している人や組織、大学などの協力・連携が不可欠です。賛同していただけたところと少しずつネットワークを拡げていきます。
- ・ 最終的には、中学校単位くらいごとにコーディネート組織が立ち上がり、毎日活動しているような地域をめざします。
- ・ 相談や支援に対しては、プライバシーの問題や組織の信頼性、トラブル時の対応、運営方法など、課題もあります。実施にあたっては、慎重に検討しながら進めていきます。

◆ 対象者 支援を必要としている人

- ◆ 担い手 町内自治会、社会福祉協議会地区部会など

④ 暮らしの助っ人隊の結成

◆ 取組内容

- ・ 一人暮らしの高齢者などの話し相手やゴミ出し、買い物、安否確認など日常生活の中のちょっとしたことに困っている人に対する支援などに協力してくれる住民を募集し、「暮らしの助っ人隊」をつくります。
- ・ プライバシーの保護を考慮し、市、民生委員・児童委員、町内自治会などとの連携・協力のもとに区民のニーズに対応する活動を展開していきます。
- ・ 暮らしの助っ人隊の中で、「見守り隊部門」など、特化した組織をつくり、活動を行っていくことも考えられます。
- ・ 有償化についても考えられます。

◆ 対象者 支援を必要としている人

◆ 担い手 区民



⑤ 「文教のまち」を生かした、大学や学生も参加するまちづくり

◆ 取組内容

- ・ 稲毛区は、文教のまちとして、大学や研究機関が多く存在します。そこに在籍する学生の中には、地域住民として何かしたいと思っている人もいます。そのような学生に地域での支援や見守りに参加できるようにします。
- ・ 大学や学生・生徒と連携・協力した支援・見守りに取組みます。
- ・ 大学が主体となって地域の支援活動に参加することも必要です。

◆ 対象者 支援を必要としている人

◆ 担い手 教育機関、学生・生徒

≪ 事例紹介 ≫ 稲毛あかり祭「夜灯-よとぼし-」

稲毛のせんげん通りや火の見櫓などを、街の人々が作った灯籠によって照らし出すイベントです。灯籠づくりの際のワークショップや商店街でのナイトバザールなどのイベントを通じ、稲毛への関心を高めるきっかけをつくっています。地元の人たちに交じり、千葉大学の学生などが、企画の段階から携わっていることなどが、文教のまちの特徴を現わしています。

また、「一店逸品フェア」にも取り組み、ご当地B級グルメ「ふうかしコロッケ」「ふうかし丸」の開発にも取り組んでいます。



≪夜灯の風景≫



≪夜灯制作の風景≫

基本方針 3

「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」するみんなの居場所づくり

(1) お互いを認め合った様々な交流の展開

【現状と課題】

高齢者、子ども、障害者、若者などすべての世代の中に、引きこもる人や心を閉ざす人が増えています。特に、日中独居の高齢者や障害者の方の存在は地域の中でも気になります。

現在の制度の中でも交流の場づくりは進められていますが、対象者が縦割りになっています。対象者別の交流の場を充実させるとともに、現在行っている様々な交流の場を、高齢者と子ども、障害者と子どもというように、世代を超えた交流の場としても展開していくことが求められています。

また、交流の場をつくっていくうえで、担い手やボランティアが増えていくことも大切です。

【具体的な取り組み】

① ふれあい・いきいきサロン、ふれあい・子育てサロンの拡充

◆ 取組内容

- ・ ウォーキングや体操を奨励したり、子育て情報を交換したり、誰もが誘い合って気軽に参加できる「心からホッとできる場」、「世代を超えた交流の場」とします。
- ・ 現在、活動していない地区でも積極的に実施するよう推進します。
- ・ ふれあい・いきいきサロン・ふれあい子育てサロンを知ってもらうための広報活動を行います。
- ・ 社会福祉協議会地区部会だけではなく、担い手やサポーターを募り、増やしていきます。
- ・ 幼稚園や保育所（園）、保健福祉センター、公民館等と連携して進めていきます。

◆ 対象者 高齢者、子育て中の親など

◆ 担い手 社会福祉協議会地区部会、ボランティア、老人クラブ、社会福祉協議会など

☆ふれあい・いきいきサロンとは？

社会福祉協議会地区部会を中心に、公共の施設や学校の空き教室・個人宅を会場に、お茶やお菓子を食べながら語らいの場やレクリエーションの機会を提供し、地域交流・仲間づくりを進める活動です。



《いきいきサロンの様子》

☆ふれあい・子育てサロンとは？

社会福祉協議会地区部会を中心に、公共の施設や学校の空き教室を会場に、子育て中の親子が気軽に参加し、自由に遊んだり、おしゃべりをしたり、情報交換をしたり、子育てを楽しみながら仲間をつくり、互いに支え合う活動です。



《子育てサロンの様子》

② 学校や保育所（園）等とのイベントを通じての地域交流

◆ 取組内容

- ・ 社会福祉協議会地区部会、民生委員・児童委員、社会福祉施設、学校等と協力して、地域住民との交流を展開していきます。また、保育ボランティアの活用を図ります。
- ・ 障害のある子も参加できるように、保健師・ピアカウンセラー・保育士の参加を呼びかけ、障害児の通う施設との交流も行っていきます。
- ・ 現在、地域活動事業として行っている世代間交流などにも積極的に参加します。
- ・ 現在、活動していない地区でも積極的に実施するよう推進します。

◆ 対象者 子ども（障害児も含めて）やその保護者、地域の人など

◆ 担い手 学校、保育所（園）、幼稚園

≪ 事例紹介 ≫ 夕焼けサロン

緑が丘中学校では、学区のはずれに位置しているため、保護者や地域の方々が学校に足を運ぶ機会が少ないので、経験豊かな地域の皆様と生徒とのふれあいの機会を設ける場所づくりとして「夕焼けサロン」を実施しています。

毎週月・火曜日の放課後を利用して行っていますが、「地域の学校」として地域が一体となって生徒を育てる場となるよう活動しています。

生徒が気軽に立ち寄り、雑談しながら交流を図っていきます。



≪ 放課後活動風景 ≫

③ ごはんを一緒に食べる機会づくり

◆ 取組内容

- ・ 現在、社会福祉協議会地区部会で行っているふれあい食事サービスを、小学校の給食室等活用できる場所の検討を行い、共に食べる場を増やしていきます。
- ・ 市民参加型の食事サービス事業者と一緒に、ごはんを食べる場づくりをすすめていきます。
- ・ 高齢者や障害者が利用するデイサービスやデイケアの場での昼食時に地域住民が参加できるように努めます。
- ・ 商店街を中心としたコミュニティレストランづくりを推進します。

◆ 対象者 高齢者、障害者など

◆ 担い手 社会福祉協議会地区部会、NPO、事業者など

☆ふれあい食事サービスとは？

社会福祉協議会地区部会を中心に、高齢者の方を対象に食事の配達サービスや、公民館・集会所等で会食会を通じて食事を提供するサービスです。



《会食会の様子》

☆コミュニティレストランとは？

「安全安心な食の提供」・「障害者の働く場づくり」・「不登校の子ども達の出口づくり」・「高齢者の会食の場づくり」・「循環型社会の拠点づくり」等々のテーマをもって立ち上げて、地域住民の多様なニーズにあわせて、NPOなどが運営するレストランです。全国各地で広まりつつあります。

《事例紹介》 地域活動支援センター キッチン園 MARU

「キッチン園」は、障害者のワークホームとして2003年4月にスタートして、2010年8月に地域活動支援センターになりました。

障害者の方々と一緒に和食中心の新鮮な旬の食材を使い、1日20食限定でランチの提供とお弁当でのお届けをしています。また、ティータイムには、喫茶セットもお出ししています。

他にスペースを各講座やミーティングなどにご利用いただいています。

皆でテーブルを囲みながら、情報交換などを行い、お互いに交流を深めていける場になればと願っています。



《食後のティータイムのひとつ》

④ 公民館と連携した子どもの居場所づくり

◆ 取組内容

- ・ 土曜日の午前中に子どものために開放されている公民館のスペースの活用方法についてアイデアを募集し、その担い手を若者を含む大人から公募します。
- ・ 公民館主催の子どもを対象とした講座や地域交流の講座を活用します。
- ・ 社会福祉協議会地区部会だけではなく、担い手やサポーターを募り、増やしていきます。

◆ 対象者 子ども

◆ 担い手 ボランティア、NPO、公民館、青少年育成委員、子ども会など

≪ 事例紹介 ≫ 夢の箱

黒砂公民館では、子供会育成委員による土曜教室『夢の箱』が開かれています。

事業の狙いは、休日の子どもの居場所として安全な空間と仲間がいる居場所の確保・学年を超えて遊びの伝承・創意工夫・リーダーの育成などを目的として、年間スケジュールをもとに、縄跳びや鬼ごっこに始まる外遊び、泥団子作りやアートを楽しんだりマジシャンになったり、お化け屋敷・お餅つき・自治会との共催の防災訓練炊き出し体験もあります。多様な年間事業を通じて子ども達自身が遊びを広め、より大きな自信と感動を得るきっかけ作りを目指しています。



≪ 割り箸ゴム鉄砲遊びの様子 ≫

⑤ いきいきプラザ・いきいきセンターでの交流

◆ 取組内容

- ・ 60歳以上の方が、健康で明るく生きがいを高めることを目的とした施設であるいきいきプラザやいきいきセンターで、障害者や子ども達と交流する機会を地域のボランティアや高齢者の皆さんとつくっていきます。
- ・ 利用者同士のトラブルがなく、安心して集える場にするために、職員やボランティアによるサポート体制が必要です。
- ・ 幼稚園や保育所（園）、保健福祉センター、公民館等と連携して進めていきます。

◆ 対象者 高齢者、障害者、子どもなど

◆ 担い手 ボランティア、高齢者、いきいきプラザ、いきいきセンター

(2) 誰もがぶらっと寄ることができる場づくり

【現状と課題】

誰でも知らないところや初めての場所へ行くのは不安です。ひとりでぶらっと訪ねても、疎外感を感じない場を求める人は多いようです。すでにある公共施設などの空間を活用すれば、憩いの場はつくれます。

これからできる公共施設には、地域福祉の拠点になるような、ほっとできる空間づくりを構想にいれていく必要があります。気軽に行けて、おしゃべりを楽しめる人達に会える場が必要です。

稲毛区内には、いきいきプラザや公民館など様々な施設が整備され、交流活動などを展開していますが、そこまで行くための交通事情が悪く、社会資源が有効に活用できない地域があります。そのため、高齢者などは、外に出る機会が少なくなり、社会参加しづらい環境となってしまう、引きこもりへの要因にもなると考えられます。そこで、家の近くを巡回するバスなどの交通手段の充実が求められています。

【具体的な取り組み】

① 公共施設や空き店舗などを活用した身近な居場所づくり

◆ 取組内容

- ・ 公共施設を身近なサロン、井戸端会議の場所などとして幅広く活用することが考えられます。
- ・ 自治会館を所有している町内自治会の規則に応じて、誰もが気軽に活用できるように推進していきます。
- ・ 中学校区単位で整備されている公民館やコミュニティセンターのホールや談話室などを、気軽に立ち寄ることのできる場として活用していきます。
- ・ 子どもルームを子ども達が利用しない午前中等に地域の集いの場として活用できるように努めます。
- ・ 商店街を中心に、大学やNPOなどと連携しながら、空き店舗を活用して、地域の身近な居場所（例えば、世代間交流の場、学生が主体となって展開する地域の居場所など）づくりを推進していきます。

◆ 対象者 高齢者、子育て中の親など

◆ 担い手 町内自治会、社会福祉協議会地区部会、ボランティアなど



② 公共施設への移動手段の確保

◆ 取組内容

交通事情の悪い地域と主要駅、いきいきプラザ・コミュニティセンター・病院など公共施設などを回るバス等の導入が求められます。

手段としては、コミュニティバスの導入や社会福祉施設等の送迎バスの活用、NPOによる移送サービスなどが考えられますが、すぐに実行できるわけではありません。

他都市で実施している先行事例などを見ながら、市や稲毛区にあった形での交通手段の充実を図っていくことが必要です。

◆ 対象者 高齢者、障害者など

◆ 担い手 市、事業者、NPOなど

③ 今後、設置される福祉施設の活用方法の提案

◆ 取組内容

稲毛区内に今後、設置予定の福祉施設等については、その活用について、地域福祉計画推進協議会等で出された意見をもとに地域の声として提案していきます。

◆ 対象者 区民

◆ 担い手 地域福祉計画推進協議会など

基本方針 4

身近なところで必要な情報を得ることができる
仕組みづくり

(1) 身近なところでの情報提供と相談

【現状と課題】

今日、行政・民間双方から様々なサービスが提供されるようになりましたが、サービスを必要とする人全体に、信頼できる情報が行き届いているかといえば疑問の余地がありません。また、一方的に伝えられるだけでは自分に最も必要なものは何か選択するのは難しくなります。

地域で暮らし続けていくためには、情報の整理を行い、入手情報を充実させ、誰もが気軽に必要な情報を身近なところで得ることができ、自分が納得してどうするかを決定することが大切です。

また、気楽にいける場に相談窓口があり、必要に応じて情報提供や専門家への相談につなげるなどしてくれる体制が必要です。

【具体的な取り組み】

① 地域の情報の収集と発信

◆ 取組内容

- ・ 町内自治会の組織や活動内容について、分かりやすく地域住民に伝えます。
- ・ 中学校区単位くらいで、福祉に関する社会資源や組織、活動などの情報を区民が中心になって収集し、市と連携して情報を発信します。
- ・ 各組織の活動などを各種広報誌に掲載したり、福祉マップづくりをすることにより、住民の意識を高めます。
- ・ 発信方法は、ホームページや各種広報誌、町内自治会の回覧板などを活用します。また、コンビニやスーパーなど、日常生活でよく利用する場所でも情報が収集できるようにしていきます。

◆ 対象者 区民

◆ 担い手 社会福祉協議会地区部会、民生委員・児童委員、市ボランティアセンターなど

② ぶらっと寄ることができる場での情報提供

◆ 取組内容

- ・ 基本方針2(2)のぶらっと寄ることができる場などで、情報を必要とする人が、いつでも適切な情報を取り出せるようにします。
- ・ 専門的な相談を受けるための情報も取り出せるようにします。

◆ 対象者 区民

◆ 担い手 ぶらっと寄ることのできる場を管理する人

③ 身近な地域の相談相手の確保

◆ 取組内容

- ・ 日頃から市民が地域で活動している民生委員・児童委員や町内自治会、社会福祉協議会地区部会の活動に関心を持ちましょう。
- ・ 身近な地域で相談できるように民生委員・児童委員、町内自治会、社会福祉協議会地区部会等が心配りをします。
- ・ いきいきサロン等や地域の行事を利用して、身近な民生委員・児童委員や町内自治会、社会福祉協議会地区部会等と地域住民との交流を図り、気軽に相談し合える関係づくりに努めます。

◆ 対象者 支援を必要とする人

◆ 担い手 民生委員・児童委員、町内自治会、社会福祉協議会地区部会など

④ 権利擁護・成年後見制度の情報提供と理解を進める

◆ 取組内容

認知症高齢者、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分になった方が損害や被害を受けるのを防ぎ、その権利を保護するため、権利擁護・成年後見制度が始まっています。町内自治会や民生委員児童委員、社会福祉協議会地区部会などが協力し、情報提供と制度の普及を積極的に進めていきます。

◆ 対象者 区民

◆ 担い手 区民、町内自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会地区部会、社会福祉協議会

☆成年後見支援センターとは・・・

成年後見支援センターでは、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度の利用を支援します。

成年後見制度とは・・・

認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な方が、日常の生活を営む上で、契約や財産管理について不利益を被ることがないように、家庭裁判所が本人や親族の申立てに基づいて、本人の代理をする権限を持った「成年後見人」などを決める制度です。

こんなとき成年後見制度は役立ちます。例えば・・・

- ・ 一人暮らしの母親が軽い認知症。訪問販売員から高価な品物を買ってしまう。
- ・ 身寄りがないので、自分が認知症になったとき財産管理や身の回りのことを頼める人がいない。自分がしっかりしているときに、親戚から後見人を決めておきたい。
- ・ 通帳を失くしたり、福祉サービスの手続きを忘れて、これからますます不安。
- ・ 家族が障害者で、今後が心配！どんな制度があるのか知っておきたい。
- ・ 母親の後見申立てを考えているが、専門家に後見人を頼みたい。紹介してもらえないだろうか。

成年後見支援センターでお手伝いできること・・・

<利用支援事業>

相談事業

電話や窓口で、センターの専門員が個別に事情を伺い、後見人の紹介、家庭裁判所への申立て手続き書類の書き方など、申立て全般にわたって支援します。

家庭裁判所への申立て費用の助成

家庭裁判所への申立て費用を負担することが困難な人に対して、千葉市の助成申請を支援します。

成年後見制度関連の説明会

成年後見制度を理解して活用していただけるよう、説明会、出前講座を行います。

日常生活利用支援事業

福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、大切な書類の保管などを行っています。

(2) 青少年の健全育成に向けての対応

【現状と課題】

様々な災害を契機とし、年々、利己主義を超越した、互いに助け合うボランティア意識が高まり、教育現場でも福祉教育に力が注がれるようになりました。

しかし、一方では、利己的なマスコミ、メディア業者等による青少年にとって好ましくない情報が後をたたない状況もあります。

これらは、コンビニやインターネット、携帯電話、看板広告などを通して青少年の生活圏に侵入しています。

社会問題化した青少年による驚くべき犯罪も、これらの影響を受けているといわれています。何かのきっかけさえあれば、それに関心を持ち、ひかれてしまう青少年がいても不思議ではありません。青少年の成長にメディア環境は大きな影響を与えます。

青少年を取り巻く環境に大人が責任を持ち、常に見守る姿勢で、好ましくない情報に対しては見過ごすのではなく、真剣に取り組む必要があります。

【具体的な取り組み】

① 有資格者の育成や啓発の充実による見守り活動

◆ 取組内容

- ・ 本市で行っている「屋外広告物適正化推進員制度」の研修を受け、青少年にとって好ましくない看板やビラなどを自ら撤去できる有資格者を増やします。
- ・ 違法看板や有害図書、有害サイトに対する啓発に努めます。同じ意識で活動している個人、団体との連携を図り、活動の輪を広げ、子ども達の生活圏を地域で守るという気運につなげていきます。

◆ 対象者 区民

◆ 担い手 青少年育成委員、町内自治会、ボランティア、NPOなど

(3) 健康づくりの推進

【現状と課題】

自分らしい生活をし続けていくために、健康づくりを取り入れた生活習慣を確立することが大切です。このため市では、健康診断や各種検診の積極的な受診を促すとともに健康教育、健康相談、訪問指導などを実施しています。

また、高齢者の増加により地域の中で仲間づくりや趣味、レクリエーションの機会を提供することが必要になってきます。さらに、生きがいを持ち、よりよい生活習慣を保つことで健康を増進するため、保健指導の強化、充実が必要になってきます。

こころの健康に対する正しい知識を身につけ理解を深めることも大切です。

【具体的な取り組み】

① 健康づくりの普及・啓発

◆ 取組内容

- ・ 各種健康診断（基本健診・ガン検診）を積極的に受診するように努めましょう。
- ・ 健康づくりを地域の課題として、町内自治会などでも取り組みをすすめます。
- ・ 地域広報紙（自治会だより、社協だより等）により、健康づくりの情報提供につとめます。

◆ 対象者 区民

◆ 担い手 社会福祉協議会地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員など

② 地域でできる介護予防の普及

◆ 取組内容

- ・ 介護予防を地域の課題として、町内自治会などでも取り組みをすすめます。
- ・ 運動機能訓練など介護予防活動の普及を図り、要介護者にならずにいつまでも健康で活動できるようにしていきます。
- ・ 地域広報紙（自治会だより、社協だより等）により介護予防教室など、地域でおこなわれている情報を提供します。

◆ 対象者 区民

◆ 担い手 社会福祉協議会地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員など

③ こころの健康についての対応

◆ 取組内容

- ・ うつ病など、こころの健康に不安を抱いている人や病を抱えている人、または、こころの病に気づいていない人に対して、周りの人々や家族から民生委員・児童委員、美浜区にあるこころの健康センター、保健所などの専門機関へ相談し、予防や治療に結びつけられるようにします。
- ・ こころの健康に不安を抱いている人や病を抱えている人の家族に対しては、専門機関による対応とともに、地域での声かけや支えが必要です。
- ・ こころの健康に関する情報を提供していきます。

◆ 対象者 区民

◆ 担い手 民生委員・児童委員、保健福祉センターなど

④ 地域での福祉講座の開催

◆ 取組内容

- ・ 地域の中で、活動している福祉施設や市民活動、ボランティア活動を実践されている方をお願いして、実践的な授業と体験学習を行っていきます。
- ・ 学校教育の場だけでなく、広く、区民に呼びかけた市民活動、ボランティア活動講座（地域福祉教育）を実施します。

◆ 対象者 区民

◆ 担い手 社会福祉協議会地区部会、町内自治会、福祉事業者、区ボランティアセンター

基本方針 5 日頃からの緊急時に備えた取り組み

(1) いざというときに必要な情報把握

【現状と課題】

健康上の問題や災害時などのいざというときに、自ら声を出せず助けを必要とするとき、その人の氏名、住所、緊急時の連絡先などの情報を把握することが必要だと考えられます。

いつ起こるかかわからない、いざというときに備え、そのような情報の整理について取り組むことが欠かせないと考えます。

【具体的な取り組み】

① 安心カードの作成と活用 **重点項目**

◆ 取組内容

- ・ 社会福祉協議会地区部会や民生委員・児童委員が中心となって、氏名や住所、緊急時の連絡先、地域の民生委員・児童委員などを記載し、緊急時など必要な情報として役立てる安心カードを地域に住む高齢者や障害者などに対し、配布します。
- ・ 在宅中のときは玄関などの発見しやすい場所に、外出するときにはそれを持ってもらい、いざというときに役立てるような対応ができるようにします。
- ・ 地域に安心カードについて周知し、有効に活用できるように工夫します。

◆ 対象者 高齢者、障害者、乳幼児など

◆ 担い手 社会福祉協議会地区部会、民生委員・児童委員、町内自治会など

☆市は災害時要援護者支援計画を策定しています。

千葉市では、災害時要援護者の支援体制を包括的に整備するために、平成22年3月に「千葉市災害時要援護者支援計画」を策定しました。

この計画に基づき、市が保有する災害時要援護者の個人情報地域に提供し、地域での支援体制を整備していただく取り組みを、モデル地域を選定し、試行的に実施をしております。

同計画の中では、以下のような様式も例示しています。

災害時要援護者 支えあいカード
(年 月 日作成)

ふりがな 氏名	性別	世帯 番号	生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)
住所	電話番号 (携帯番号)	健康保険証 (種別・番号等)		
所属町内自治会・ 自主防災組織名	担当民生 委員名			
居住建物の 構造・経過年数	普段の 居室	寝室		
考慮してほしいこと (持病や障害など) 必要な支援内容等				
家族構成・ 同居状況等				
緊急時の家族・知人等の連絡先				
ふりがな 氏名	関係 ()	住所・ 電話番号		
ふりがな 氏名	関係 ()	住所・ 電話番号		
支援に必要な人数	避難時に必要な物 (常備薬等)			
かかりつけ医・利用中の福祉サービス等				
医師名・事業者名等	所在地	電話番号	担当者名等	
支 援 者	氏名	住所	連絡先・連絡方法	備考
その他 留意事項				

1 本カードは、災害時要援護者と近隣住民の方が話し合い、自主的に作成・更新を行っていただくものです。
2 個人情報ですので、管理には十分に注意ください。なお、市が本カードの提出を求めることはありません。
3 上表で「支援者」となった方が、支援を行う法的義務を負うものではありません。「支援者」となった方は、可能な範囲で支援を行ってください。高度・専門的な支援が必要な方については、市や医療機関等が連携して支援にあたりますが、近隣住民の方も、情報伝達や安否確認時、可能な範囲のご協力をお願いいたします。
4 災害時でも、自宅でも問題なく過ごせる場合や、自宅の方が安全な場合には、自宅に留まって構いません。
5 避難する時は、まず、自身の指定避難所（学校や公民館など）へ向ってください。さらに、専門的な支援が必要な方については、指定避難所の開設準備が整いしだい、移送をいたします。

(2) 災害時などの支援体制の強化

【現状と課題】

災害発生時に援護を必要とする人（高齢者、身体障害者、精神障害者、難病の方等）は、避難場所までの移動、避難場所での必要なものの確保、避難場所での生活などについて、日頃から不安を抱いています。

一方で、そのような人々がどこに住んでいるのかを把握することができず、災害発生時に行動をとることができないことも想定されます。

これには、地域全体で、普段から近隣との連携を密にし、接触を図る必要があります。また、災害時の対応について、きちんと把握をしておくこと、日頃から備えをしておくことが大切です。

【具体的な取り組み】

① 災害時に対応した地域住民の研鑽を図る **重点項目**

◆ 取組内容

- ・ 町内自治会や要支援者団体等で消防署の職員等の災害時対応の専門家を呼んで、災害が起きたときの対応、日頃の備え、避難所生活を送るうえで、障害者や赤ちゃんがいる方など特別な配慮を要する人に対する知識などについて講習を受けます。また、お互いの意見交換の場としても行っていきます。
- ・ 避難訓練を行いますが、参加者が役員や一部の人のみでなく、支援を必要とする人が進んで参加できる地域全体としての意識改革が必要です。そのためには、普段から近隣との情報交換や積極的な交流が大切です。
- ・ 現在、市全体で取り組んでいる、自主防災組織についても進めていくことも必要です。要支援者団体と市などによる話し合いの場をつくり、避難場所のバリアフリー化、車椅子用トイレ、授乳場所の確保等要支援者にとって必要不可欠なものに対することについて検討をしていきます。

◆ 対象者 区民

- ◆ 担い手 町内自治会、要支援者団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区部会、NPOなど

≪ 事例紹介 ≫ 黒砂地区防災訓練

黒砂地区では、年2回地域の皆様が集まり、公民館とも協力して合同の防災訓練を青空公園で実施しています。

参加者は、100名を超えており、炊き出しや、救助訓練をはじめ消防署の職員による講習会に参加しています。

これからも、地域の皆様がより多く参加して、実施していけるよう関係者とも連携・協力して行きます。



≪ 黒砂地区防災訓練 ≫

(3) 地域でできる防犯の取り組み

【現状と課題】

近年、児童や高齢者などのいわゆる弱者をねらった犯罪が多発しているうえ、犯罪の種類も多様化しており、警察だけにその対策を頼るのも限界があるといえます。もちろん、誰もが犯罪の被害者になりうるわけで、市民自らが、あるいは地域単位で犯罪対策に取り組む必要性が出てきています。

とはいえ、犯罪対策は容易ではありません。犯罪者（未遂者）を目の前にした場合は、危険を伴いますので、まず自分の身を守ることを最優先に行動すべきでしょう。

そこで、犯罪を未然に防いだり、回避したりするために、個人や地域レベルでできる対策で、無理なくできることから取り組んでいくとよいのではないのでしょうか。

もちろん、警察等、専門的機関との連携は不可欠です。ただ、基本になるのは「地域コミュニティ」です。コミュニティを機能させ、普段からいい意味で地域の人々の「目」が行き届くようになれば犯罪は減ってくるでしょうし、逆に、犯罪対策の取り組みが「地域コミュニティ」をつくることにつながる効果も期待できます。

【具体的な取り組み】

① 防犯パトロールの取り組みの推進

◆ 取組内容

- ・ 地区ごとに定期的に町内のパトロールを実施する組織をつくり、巡回することにより、防犯の意識を高めます。
- ・ 地域内の防犯パトロールのほか、防犯上の問題点を点検し合い、地域の安全性を高め、犯罪の未然防止を図ります。
- ・ 公園で遊んでいる子ども達の安全にも配慮します。

◆ 対象者 区民

◆ 担い手 町内自治会、老人クラブ、NPO・ボランティア団体、子ども会など

② 「子ども110番の家」の拡大・活用

◆ 取組内容

- ・ 「子ども110番の家」の制度を区内全域に周知していきます。
- ・ 協力していただける家庭や店舗に対し、趣旨や安全確保上の留意事項などをきちんと理解していただき、やみくもに拡大するのではなく、いざというときに実際に利用できるものにします。

◆ 対象者 子ども

◆ 担い手 青少年育成委員など

☆子ども110番の家とは？

青少年育成委員会が主体となって、児童・生徒の登下校などの安全対策を確保するため、地域住民に協力してもらい、協力者の自宅を緊急避難場所として活用します。

子ども110番の家には、すぐわかるように専用のステッカーが貼られています。



③ 防犯マップの作成と活用

◆ 取組内容

- ・ すでに回覧板等で周知されている地域もありますが、ひったくりや痴漢等の犯罪が発生した場所や時間など、地域の犯罪に関する情報を効果的に市民に伝える取り組みをします。例えば、「防犯マップ」を子どもと一緒に作り、配布するだけでなく、街中の掲示板等に貼りだしたりします。小学校区を対象にして、作成します。
- ・ 単に「ひったくり注意」といった看板を適当に立てるのではなく、実際に発生した箇所に注意を促す看板等を設置するなどし、住民に注意を呼びかけるとともに、抑止を図ります。
- ・ 子どもにとって危険な箇所についても、マップを活用することが考えられます。

◆ 対象者 子ども、高齢者など

◆ 担い手 NPO・ボランティア団体、町内自治会、学校など

④ 商店街・企業等と連携した取り組み

◆ 取組内容

- ・ 防犯は地域ぐるみで取り組む必要があります。そこで、商店街や企業等と連携して、例えば、すべてのお店が「子ども110番の家」になってもらう、あるいは商品を配達する車にステッカーを貼ってもらうなど、防犯の取り組みについて、意識・やる気が高い地域をモデル地区とし、地域一体となって実践します。

◆ 対象者 区民

◆ 担い手 青少年育成委員、商店街、企業など

(4) バリアフリーのまちづくり

【現状と課題】

高齢者、障害者等にやさしいバリアフリーのまちをつくるため、バリアフリー総点検を地域で行っていく必要があります。

乳幼児をもつ親、高齢者、障害者などすべての人が安心して外出し、活動できるよう、歩行者がまちを移動するときの安全性の確保に努めます。

【具体的な取り組み】

① 身近な場所でのバリアフリーの確認

◆ 取組内容

- ・ 町内自治会などで、居住地周辺の歩道などを、高齢者や障害者の当事者参加でバリアフリーの点検を行います。
- ・ 高齢者や障害者、妊産婦などの通行に妨げとなる歩道の段差、放置自転車、ビルの入り口の重い扉などについて、地域で調査し、危険箇所・要改善個所の把握を行います。

◆ 対象者 高齢者、障害者、妊産婦など

◆ 担い手 町内自治会などを中心とする地域住民、NPO・ボランティア団体など

第5章

計画の推進に向けて

1 計画の周知

第2期「稲毛区地域福祉計画」は、第1期「稲毛区地域福祉計画」の課題や問題点を鑑みて策定しました。

今後は、各地域においてこの計画に盛り込まれている多くの具体的な取り組みを実行させることが重要です。

そのために、計画の推進に向けての仕組みをつくっていく必要があります。

計画を推進していくためには、まず、区民の皆さんに第2期「稲毛区地域福祉計画」を知ってもらい、計画の推進に積極的に参加していただく必要があります。

広報には、計画を知っていただくためのPRとして、市のホームページ等でお知らせする、リーフレット等の配布による周知、「推進協だより」を発行し、コミュニティセンター、公民館等での配布や地域住民への回覧による周知があります。

また、地域の活動団体への福祉活動に関する事例の情報提供を行うことや、地域福祉計画推進協議会委員の皆さんからも所属している組織や近隣住民などに、この計画の趣旨や内容を伝え、みんなで活動に参加して、よりよい稲毛区をつくっていかうという気運を高めていくことが期待されます。

また、本計画を評価し、次につなげるためには、具体的な取り組みの推進状況を把握することが欠かせません。そのためには、活動を実践している方や参加している方などへ、計画を周知し、より多くの情報を得る必要があります。

2 稲毛区地域福祉計画推進協議会の役割

地域における、稲毛区地域福祉計画の推進状況を把握し、計画を円滑に推進するために、「稲毛区地域福祉計画推進協議会」が設置されています。

地域住民、町内自治会をはじめ地域の各諸団体等から幅広く選定された委員により構成されています。

(1) 活動内容

推進協議会では、各地域や各種団体からの情報交換を通じて、区計画に関する取り組みの進捗状況を把握し、計画推進に向け意見交換や議論を行い、地域の活動団体や関係機関との連絡調整や広報活動などに取り組むことにより、計画の推進を図ります。

また、それらの議論や取り組みを通じ、推進に向け把握された問題点は、次期計画への見直し検討へとつなげます。

《主な役割》

- ◎ 地域における地域福祉活動に関する進捗状況の把握
- ◎ 計画推進へ向けての検討
- ◎ 計画推進に向け、活動団体・関係機関との情報交換及び連絡調整
- ◎ 区地域福祉計画の地域への広報
- ◎ 区計画の見直し、次期区計画の検討

(2) 委員構成

委員は、地域住民(公募)、町内自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区部会、老人クラブ、ボランティア団体、NPO、社会福祉事業者、学校関係者など

3 推進に向けてのポイント

第2期稲毛区地域福祉計画では、計画の推進を図るため、34の具体的な取り組みの中から、優先順位の検討を行い、重点項目として6つの取り組み項目を選定しました。

重点項目については、実践につなげなければいけません。

そのために、この計画を推進していくためのポイントとしては、次のとおりです。

① 実践事例に学ぶ

地域の団体で実践している優れた取組事項の組織や運営方法、取り組みの問題点や解決策を参考にする。

② 担い手の発掘

地域の中には、ボランティア活動に関心のある方、退職された団塊世代の方々等、技術や経験を持つ有能な人がいます。それらの人材を地域福祉の担い手として発掘します。

③ 活動拠点

地域の中で、新たに拠点となる施設を整備することは、難しい状況です。

そのために、地域に存在している集会所、空き家、空き店舗などを工夫して、有効活用することにより、活動拠点の確保に努めます。

④ 活動資金

活動資金を確保できず実践が困難な項目も数多くありますが、行政からの補助や民間企業の福祉活動への助成、地域のイベントでのバザー開催、地域の商店や事業所からの寄付など知恵を出し合い、活動資金の確保を目指します。

資料編

1 稲毛区地域福祉計画推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、稲毛区地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を、地域住民が、自主性と主体性により積極的に実践するに当たり必要な環境づくりを推進するため設置する稲毛区地域福祉計画推進協議会(以下「推進協議会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、地域福祉計画に関する情報の「プラットフォーム」として、情報交換を通じて計画に基づく取組みの成果を共有しながら、課題やその解決策、また計画の見直しをはじめ、今後の取組み方策について意見交換するほか、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画に関する広報
- (2) 地域福祉の活動団体間の情報交換及び連絡調整
- (3) 地域福祉計画の取組状況の把握
- (4) 行政機関や千葉市社会福祉協議会との連絡調整

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 地域住民（ただし、第2号及び第3号に該当するものを除く。）
- (2) 地域福祉活動者
- (3) 社会福祉事業者
- (4) その他稲毛保健福祉センター所長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進協議会に委員長1名及び副委員長を2名置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、これを代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会は、委員長が招集し、議長となって議事を進める。

2 推進協議会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進協議会開催に係る庶務は、稲毛保健福祉センター高齢障害支援課で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、稲毛保健福祉センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 稲毛区地域福祉計画推進協議会委員名簿

(敬称略、50音順)

No	氏 名	所 属 団 体 等
1	飯田 禮子	千葉市社会福祉協議会稲毛地区部会
2	生島 郁子	公 募
3	石原 康子	千葉市社会福祉協議会緑・黒砂地区部会
4	瓜生 澄江	稲毛区民生委員児童委員協議会
5	金子 トキ子	千葉市老人クラブ連合会
6	木村 秀二	作草部保育園
7	後藤 育子	千葉市手をつなぐ育成会
8	杉山 明	千葉市ボランティア連絡協議会
9	鈴木 恵和子	千葉市社会福祉協議会小中台東地区部会
10	染谷 香苗	知的障害者通所更生施設 でい・さくさべ
11	田岡 寛	稲毛区町内自治会連絡協議会
12	武市 康子	千葉市社会福祉協議会小中台西地区部会
13	種池 賀子	稲毛区町内自治会連絡協議会
14	津久井 良往	千葉市社会福祉協議会草野地区部会
15	西脇 英子	千葉市社会福祉協議会山王地区部会
16	原田 正隆	千葉まちづくりサポートセンター
17	廣石 常生	稲毛区町内自治会連絡協議会
18	藤川 勇	稲毛区町内自治会連絡協議会
19	星野 光	公 募
20	松井 利之	千葉市身体障害者福祉団体連合会
21	松川 智子	公 募
22	松原 正道	公 募
23	村田 幸子	稲毛区民生委員児童委員協議会
24	茂手木 直忠	千葉市社会福祉協議会轟・穴川地区部会
25	森脇 清	千葉市社会福祉協議会千草台中学校地区部会
26	矢田 房子	公 募
27	山崎 一夫	千葉市社会福祉協議会稲丘地区部会
28	山崎 弘子	千葉市ボランティア連絡協議会
29	山田 敏子	ファミリー・サポート・センター会員
30	渡邊 志げ子	稲毛区民生委員児童委員協議会
31	渡辺 トシ	千葉市社会福祉協議会301（作草部・天台）地区部会
32	渡辺 博司	千葉市社会福祉協議会緑が丘地区部会

3 人口・世帯数

<人口>

(平成17年)

(単位：人)

市・区	総人口	年少人口 (14歳以下)		高齢者人口 (65歳以上)	
			人口比率		人口比率
千葉市	921,653	129,098	14.0%	147,363	16.0%
中央区	183,198	23,235	12.7%	32,619	17.8%
花見川区	180,933	24,758	13.7%	29,364	16.2%
稲毛区	149,021	19,361	13.0%	24,163	16.2%
若葉区	149,777	19,956	13.3%	28,274	18.9%
緑区	112,793	20,263	18.0%	14,566	12.9%
美浜区	145,931	21,525	14.8%	18,377	12.6%

(平成22年)

(単位：人)

市・区	総人口	年少人口 (14歳以下)		高齢者人口 (65歳以上)	
			人口比率		人口比率
千葉市	958,457	132,536	13.8%	191,313	20.0%
中央区	197,788	25,513	12.9%	39,072	19.8%
花見川区	180,194	23,318	12.9%	38,024	21.1%
稲毛区	156,804	21,275	13.6%	30,985	19.8%
若葉区	151,424	19,183	12.7%	36,597	24.2%
緑区	121,869	20,466	16.8%	19,708	16.2%
美浜区	150,378	22,781	15.1%	26,927	17.9%

※各年とも9月30日現在、外国人登録含む

※千葉市の統計情報より

＜世帯数＞

(単位：世帯)

市・区	平成17年9月末	平成22年9月末
千葉市	386,909	419,892
中央区	84,786	94,745
花見川区	75,000	79,044
稲毛区	63,407	68,991
若葉区	62,461	66,929
緑区	41,406	46,739
美浜区	59,849	63,444

※千葉市の統計情報より

4 福祉・福祉施設

＜要介護認定者数＞

(単位：人)

市・区	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
千葉市 (稲毛区) ※H17年	3,688 (469)		6,426 (929)	2,829 (454)	2,440 (345)	2,507 (403)	2,188 (387)	20,078 (2,987)
千葉市 ※H22年	3,994	3,983	4,635	4,492	3,632	3,420	2,918	27,074
中央区	776	1,028	860	1,187	921	857	653	6,282
花見川区	1,071	589	1,030	660	620	625	596	5,191
稲毛区	646	561	741	721	538	535	495	4,237
若葉区	733	837	830	960	777	689	554	5,380
緑区	319	471	696	501	440	399	335	3,161
美浜区	449	497	478	463	336	315	285	2,823

※各年とも3月31日現在

※「保健福祉局事業概要」より

＜障害者手帳交付数＞

① 身体障害者手帳交付数

(単位：人)

市・区	平成17年			平成22年		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
千葉市	972	22,248	23,220	1,174	27,563	28,737
中央区	142	4,669	4,811	196	5,733	5,929
花見川区	138	4,455	4,593	161	5,440	5,601
稲毛区	172	3,675	3,847	208	4,375	4,583
若葉区	168	4,199	4,367	170	5,284	5,454
緑区	242	2,259	2,501	315	3,022	3,337
美浜区	110	2,991	3,101	124	3,709	3,833

※各年とも3月31日現在

※「保健福祉局事業概要」より

② 療育手帳交付数

(単位：人)

市・区	平成17年			平成22年		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
千葉市	1,106	2,509	3,615	1,537	3,117	4,654
中央区	190	524	714	290	614	904
花見川区	213	449	662	295	576	871
稲毛区	159	442	601	229	526	755
若葉区	195	496	691	249	619	868
緑区	166	278	444	258	359	617
美浜区	183	320	503	216	423	639

※各年とも3月31日現在

※「保健福祉局事業概要」より

③ 精神障害者保健福祉手帳交付数

(単位：人)

市	年齢 年	20歳未満	20~39歳	40~64歳	65歳以上	計
		千葉市	平成17年	10	707	
	平成22年	32	1,230	1,840	416	3,518

※各年とも3月31日現在

※「保健福祉局事業概要」より

＜生活保護の状況＞

市・区	平成17年度			平成21年度		
	世帯数	人員	保護率	世帯数	人員	保護率
千葉市	7,638	11,180	12.1‰	10,283	14,402	15.1‰
中央区	2,792	3,790	20.5‰	3,534	4,642	23.6‰
花見川区	1,109	1,685	9.3‰	1,452	2,092	11.6‰
稲毛区	908	1,387	9.3‰	1,321	1,809	11.6‰
若葉区	1,865	2,730	18.2‰	2,494	3,603	23.8‰
緑区	495	835	7.4‰	894	1,326	11.0‰
美浜区	469	753	5.2‰	588	930	6.2‰

※保護率＝生活保護人員÷全市または各区の人口

‰（パーミル）＝1／1000

ただし、各年度における平均値で算出

※「保健福祉局事業概要」より

＜高齢者関連施設＞

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者等が入所する施設です。介護保険で要介護 1～5 と認定された方が入所する施設です。

施設の名称	住所	定員（人）
双樹苑	山王町 162-1	110
ソレイユ千葉北	長沼原町 250	50
稲毛こひつじ園	萩台町 380-2	90

② 軽費老人ホーム

家庭の事情などにより、居宅での生活が困難な 60 歳以上の健康な方のための施設です。ただし、寝たきりの方は入所できません。

施設の名称	住所	定員（人）
シャンテ山王	山王町 176-3	50

③ ケアハウス

自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、または独立して生活するには困難な 60 歳以上（夫婦で入居の場合は、一方が 60 歳以下でも可）の方で、家族の援助が受けられない場合に入居する施設です。

施設の名称	住所	定員（人）
モンテクローネ	山王町 173-2	50

④ 有料老人ホーム

60 歳以上の健康な高齢者で、所得が比較的高い人を対象とした施設です。

施設の名称	住所	定員（人）
敬老園ロイヤルヴィラ稲毛	園生町 146	37
華ごころ	黒砂台 3-2-41	44
リスペクト稲毛	稲毛東 5-1499-2	33
ニチイのきらめき稲毛	園生町 817	45
サニーライフ西千葉	緑町 1-3-4	78
ラ・ナシカこぶけ	小深町 261-10	63
アミカヴィラ稲毛	宮野木町 2153-2	93
アーバンリビング稲毛	山王町 327-1	103

⑤ 介護老人保健施設（老人保健施設）

要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、医学的管理の下における看護、介護、および機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行う施設です。

施設の名称	住所	定員（人）
アーバンケアセンター	山王町 168-8	100
みどりの家	天台 4-1-16	100
ダンディライオン	山王町 174	100

⑥ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の要介護者が、5～9人で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフが食事、入浴、排泄などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

施設の名称	住所	定員（人）
ニチイのほほえみ稲毛	稲毛町 5-230-1	27
グループホームひこうせん	萩台町 632-40	18
いなげケアセンターそよ風	穴川 3-6-12	27
稲毛グループホーム	園生町 153-1	18
グループホームサロンドグリーン長沼原	長沼原町 161-1	18
グループホームガーデンコート稲毛園生	園生町 815-1	18
グループホーム宮野木	宮野木町 1092-2	18
せらび千葉稲毛	宮野木町 2125-7	18

⑦ いきいきプラザ・いきいきセンター

60歳以上の方が、健康で生きがいのある生活を送れるように、健康増進やレクリエーションの設備などを備えた施設です。各施設では、各種の高齢者福祉講座を開講しています。また、日常生活の悩み事や健康の相談にも応じています。

施設の名称	住所
稲毛いきいきプラザ	稲毛東 6-19-1
あやめ台いきいきセンター	園生町 446-1（あやめ台小学校内）

⑧ あんしんケアセンター（地域包括支援センター）（平成18年4月1日～）

地域における総合的な相談窓口として、介護予防マネジメントを行うとともに、保健福祉サービスをはじめ様々な生活支援サービスとの調整等を行ないます。

施設の名称	住所
双樹苑	山王町 162-1
みどりの家	天台 4-1-16

＜児童関連施設＞

① 保育所（園）

保護者が仕事や病気などの事情で、子どもの保育ができないとき、生後3か月に達した翌日から小学校入学前までの乳幼児を保護者にかわって保育します。

施設の名称	住所	定員（人）	
		3歳未満	3歳以上
あやめ台第1保育所	あやめ台 1-15-101	40	60
あやめ台第2保育所	あやめ台 3-19	30	60
黒砂保育所	黒砂 2-4-24	35	55
小中台保育所	小仲台 9-30-2	35	55
小深保育所	小深町 261-7	25	55
園生保育所	園生町 1325-1	40	70
千草台保育所	千草台 1-1-27	40	80
天台保育所	天台 1-10-6	30	60
轟保育所	轟町 1-12-13	60	100
長沼原保育所	長沼原町 242-2	25	45
緑町保育所	緑町 2-22-1	35	45
宮野木保育所	園生町 238-56	50	100
稲毛保育園	小仲台 2-10-1	51	69
作草部保育園	作草部町 698-3	30	60
山王保育園	山王町 153-16	21	24
チャイルド・ガーデン保育園	小仲台 8-4-6	22	37
南小中台保育園	小仲台 8-21-1	30	60
いなほ保育園	稲毛東 2-17-13	21	24
稲毛すきっぷ保育園	小仲台 6-12-16	15	15

② 幼稚園・こどもルーム

区分	所・園数	名称
幼稚園	13	愛隣幼稚園、穴川花園幼稚園、あやめ台幼稚園、あやめ台第二幼稚園、稲毛幼稚園、稲毛すみれ幼稚園、小中台幼稚園、小ばと幼稚園、作草部幼稚園、山王幼稚園、園生幼稚園、土岐幼稚園、弥生幼稚園
こどもルーム	19	稲毛、稲丘小学校、小中台、小中台南、園生、都賀小学校（指定ルーム）、千草台東小学校、あやめ台小学校、柏台小学校、草野小学校（第二ルーム）、草野地区、千草台小学校、轟町、黒砂、宮野木、宮野木地区（第二ルーム）、弥生小学校、山王、山王地区（第二ルーム）

③ 子育てリラックス館

子育てに不安や悩みを抱えがちな子育て中の方が、親子で気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で交流したりする場です。また、子育てに関する相談等も行います。

施設の名	住所
てんだい・子育てリラックス館	天台 1-7-17（小ばと子育て支援センター内）

④ 児童福祉センター

子ども達やその団体が、学習やレクリエーション活動などを通じて子ども達の健全な育成を図る施設です。

施設の名	住所
あやめ台児童福祉センター	あやめ台 1-17
小仲台児童福祉センター	小仲台 3-15-1
園生児童福祉センター	園生町 1107-1
千草台児童福祉センター	千草台 1-1-29

⑤ 児童養護施設

家族の交通事故や災害、親の離婚、家出、病気入院などで、家庭での養育が難しいお子さんまたは環境上養護を要するお子さん（いずれも乳児は除きます）を預かり、健やかな成長を願いつつ生活・学習・運動など指導育成し、自立を支援する施設です。一般家庭と同様に、施設から小・中学校へ通学し、さらに高校への進学もできます。家庭の所得状況により費用負担があります。

施設の名	住所
房総双葉学園	天台 3-4-1

＜障害者関連施設＞

① 知的障害者更生施設

施設の名称	住所	定員（人）
あけぼの園（通所）	長沼原町 321-2	69
でい・さくさべ（通所）	作草部 2-4-5	60

② 知的障害者通所授産施設

施設の名称	住所	定員（人）
父の樹園	長沼原町 321-3	35

③ 地域活動支援センター

施設の名称	住所	定員（人）
キッチン園（MARU）	轟町 1-2-6	10

④ 心身障害者ワークホーム

施設の名称	住所	定員（人）
デフ	稲毛東 4-9-4	7
はばたき	園生町 138	10
ひまわりの園	長沼町 288-91	12
ふれあい	六方町 139-12-201	11
ふれんど	六方町 139-12-101	11
ほほえみいなげ	小仲台 7-30-10-101	14
協働舎	小仲台 6-6-1	8

⑤ 精神障害者生活ホーム

施設の名称	住所	定員（人）
ひびき荘	稲毛町 5丁目	4

5 地域における交流・連携

① 町内自治会

町内自治会は、一定の地域に住む人たちが、明るく住み良い豊かな町づくりを目指し、地域における生活上の諸問題、身近な環境整備や安全、福祉などいろいろな問題の解決に取り組むとともに、夏祭りや運動会等いろいろなレクリエーションを通じ、住民の連帯意識の向上に努めている自主的な団体で、組織の状況は以下のとおりです。

	単位自治会数	全世帯数	加入世帯数	自治会加入率
H19	176 団体	65,234 世帯	49,658 世帯	76.1%
H20	177 団体	66,631 世帯	49,502 世帯	74.3%
H21	179 団体	68,514 世帯	50,290 世帯	73.4%
H22	180 団体	69,112 世帯	50,413 世帯	72.9%

※各年度とも3月31日現在（H22は、10月31日現在）

② 自主防災組織

大規模災害が発生した場合、一人の力では限界があります。自主防災組織とは、地域住民の方々が平常時からお互いに協力し合い、「自分たちのまちは自分たちで守る」ということを目的に結成される防災組織で、設立状況は以下のとおりです。

年度	自主防災組織数	全世帯数 (各年4.1現在)	加入世帯数 (各年3.31現在)	組織率
H17	141	62,761	43,399	69.1%
H18	147	63,070	43,757	69.4%
H19	148	64,112	44,040	68.7%
H20	148	65,234	44,876	68.8%
H21	156	66,631	46,858	70.3%
H22	157	67,970	46,702	68.7%

※各年度とも3月31日現在

③ 老人クラブ

老人クラブ数および人数の推移は以下のとおりです。(市老連加入・非加入含む)

年	クラブ数	人数
H17	46	2,348
H18	44	2,215
H19	44	2,156
H20	47	2,264
H21	47	2,266
H22	50	2,342

※各年とも4月1日現在

④ ボランティア登録者数

ボランティアセンターの全市の登録者数です。

	登録者数(人)				
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
個人ボランティア	4,129	4,139	3,920	3,927	3,864
ボランティアグループ ()内はグループ数	5,412 (147)	5,287 (140)	5,142 (134)	4,727 (129)	4,496 (124)
合計	9,541	9,426	9,062	8,654	8,460

※各年度とも3月31日現在(H22年度は、11月30日現在)

6 地域の活動状況

(1) 社会福祉協議会地区部会の主な活動状況（平成22年度末現在）

① ふれあい・いきいきサロン

公共の施設や学校の余裕教室・個人宅を会場に、お茶やお菓子を食べながら語らいの場やレクリエーションの機会を提供し、地域交流・仲間づくりを進める活動です。

No	地区部会名	サロン名称	会 場	活 動 日
1	小中台東	サロンそら	稲毛スカイマンション	毎月1回
2	地区部会	いきいきサロン	スカイタウン自治会館	毎月1回（最終金曜日）
3	山王地区部会	なのはな	山王公民館	毎月第2金曜日
4		健保の会	自治会館	毎月第1または第3月曜日
5		スズランの会	民間施設	毎週月、木曜日
6	轟・穴川 地区部会	花グループ	児童公園グリーンベルト	不定期
7		グランドゴルフの会	穴川中央公園	毎月第1、3月曜日
8		輪投げ同好会	穴川公園	毎月第2金曜日
9		童謡を楽しむ会	穴川コミュニティセンター	毎月第1、3火曜日
10		ビデオ鑑賞茶話会	轟3丁目集会所	毎月第1、3土曜日
11	稲毛地区部会	いきいきサロン	稲毛公民館	奇数月の第1月曜日
12		いきいき歌の会	稲毛公民館	偶数月の第1月曜日
13		にこにこ体操	稲毛公民館	第3月曜日
14	千草台中学 地区部会	老人いこいの場①	千草台団地集会所	毎週月、水曜日
15		老人いこいの場②	天台ともしび会館	毎月2回
16		ティタイムでお話を	千草台団地集会所	毎月2回
17	草野地区部会	カトレア会	あやめ台第3集会所	毎月第2火曜日
18		池の辺会	つどいの家	毎月第4木曜日
19		京成園生クラブ	自治会館	毎月第3水曜日
20		松花サロン	いきいきセンター	毎月第1月曜日
21		歌おう会	いきいきセンター	毎月第4日曜日
22		ひばり同好会	長沼コミュニティセンター	毎月第1木曜日

No	地区部会名	サロン名称	会 場	活 動 日
23	緑が丘 地区部会	ファミリーハイツ談話室	ファミリーハイツ集会所	毎週木曜日
24		第2あやめ台町内会	集会所	毎月第1水曜日
25		東建稲毛住宅集会所	集会所	毎週月曜日
26		京成宮野木団地自治会	自治会館	毎月第1日曜日、第3月曜日
27		長沼協和自治会	自治会	毎週第3土曜日
28		ライフタウン自治会	自治会館	毎月第3木曜日
29		宮園自治会	自治会館	毎月第1火曜日
30		京成宮野木第2自治会	宮野木北集会所	毎月第1日曜日、第3月曜日
31		東宮野木自治会	長沼集会所	毎月第2火曜日
32		第一徳川園自治会	自治会	毎週金曜日
33		301（作草部・ 天台）地区部会	ふれあい生き生きサロン	でい・さくさべ
34	小中台西 地区部会	いきいきサロン	小仲台新向会自治会館	毎月第3火曜日
35		いきいきサロン	第2稲毛ハイツ集会所	毎週火曜日
36		いきいきサロン	シャルム稲毛集会所	毎月第4火曜日
37		ふれあいサロン	小中台児童福祉センター	毎月第1水曜日

② ふれあい・子育てサロン

公共施設等を会場に、子育て中の親子が気軽に参加し、自由に遊んだり、おしゃべりをしたり、情報交換したり、子育てをしたり、子育てを楽しみながら仲間をつくり、互いに支えあう活動です。

No	地区部会名	サロン名称	会 場	活 動 日
1	小中台東地区部会	子育てサロン	小中台児童福祉センター	毎月1回
2	山王地区部会	子育てサロン	山王公民館	毎月第2または第3月曜日
3	轟・穴川地区部会	よい子の広場	轟公民館	奇数月第4木曜日
4	稲毛地区部会	よちよち広場	稲毛公民館	奇数月第4水曜日
5		ふれあい広場	稲毛公民館	年末または新年
6	千草台中学校地区部会	ちびっ子保育	千草台児童センター	毎週火、金曜日
7	草野地区部会	ちびっ子広場	あやめ台児童センター	毎月第2火曜日
8		タンポポクラブ	園生町新日自治会館	毎月第1木曜日
9	緑が丘地区部会	ちびっ子広場①	緑が丘公民館	第3月曜日
10		ちびっ子広場②	稲毛ファミリーハイツ 集会所	第3月曜日
11		ちびっ子広場③	宮の森自治会館	第3月曜日

資料編

NO	地区部会名	サロン名称	会 場	活 動 日
12	301（作草部・天台）地区部会	よい子の広場	でい・さくさべ	隔月第2金曜日
13		絵本の広場	都賀公民館	毎月第2、4月曜日
14	緑・黒砂地区部会	よい子の広場	黒砂公民館	偶数月の第2水曜日
15	小中台西地区部会	マミーズサポート	稲毛保健福祉センター	毎月1回
16		こなかだいマミーズ	生涯学習センター	随時
17		放課後子ども教室	小中台、園生、西小中台小学校	毎月第3木曜日
18	稲丘地区部会	子育てサロン WAYWAY	稲毛台町自治会館	毎月第3金曜日



③ ふれあい・散歩クラブ

公園等で散歩をすることで、孤独がちであったり、自宅に閉じこもりがちである状況を防ぎ、軽い運動をすることで、生活に張りができ、要介護状態になることを予防する活動です。

NO	地区部会名	サロン名称	会 場	活 動 日
1	稲毛地区部会	いきいき散歩クラブ	稲毛公民館	3月または4月
2	草野地区部会	若草クラブ	草野団地町内	毎月18日
3		池の辺会	池の辺つどいの家	毎月第2水曜日
4		京成園生団地クラブ	自治会長宅	毎月1回
5	緑が丘地区部会	稲毛ファミリーハイツ アヒルの会	中央公園	毎週水、日曜日
6		京成宮野木団地自治会	緑が丘公民館	毎週月、水曜日
7		宮園自治会	自治会館	毎月第1火曜日
8		第一徳川園自治会	自治会館	毎月第1、3水曜日
9		京成宮野木第2自治会	宮野木町内	毎週日曜日
10		東宮野木自治会	長沼町内	毎月第2、3水曜日
11		長沼町京成団地自治会	長沼公園	毎月第2、4月曜日
12	301（作草部・ 天台）地区部会	ゆうゆう散歩クラブ	都賀公園	毎週火曜日

④ ふれあい食事サービス

高齢者の方を対象に食事の配達サービスや、公民館・集会所等で会食会を通じて食事を提供するサービスです。

NO	地区部会名	会 場	実 施 方 法	実 施 日
1	小中台東地区部会	小中台公民館	配食	毎月最終土曜日
2	轟・穴川地区部会	穴川コミュニティセンター 穴川集会所	会食	毎月第1月曜日
3		轟公民館	配食	毎月第3火曜日
4	稲毛地区部会	稲毛公民館	会食	11月、3月
5	稲丘地区部会	稲毛東町内会館	配食	毎月第2、4水曜日
6	草野地区部会	草野公民館	配食 会食	毎月第2、4木曜日 年1回
7	緑・黒砂地区部会	黒砂公民館	会食・配食	毎月第2木曜日
8	小中台西地区部会	小中台公民館	配食	毎月第3土曜日

表紙の絵は、稲毛区地域福祉計画推進協議会委員 星野 光さんの作品です。

第 2 期稲毛区地域福祉計画

発 行	平成 2 3 年 3 月
編集・発行	稲毛保健福祉センター 高齢障害支援課 〒263 - 8550 千葉市稲毛区穴川 4 丁目 1 2 番 4 号
電 話	0 4 3 - 2 8 4 - 6 1 4 1
F A X	0 4 3 - 2 8 4 - 6 1 9 3
電子メール	koreishogai. INA@city.chiba.lg.jp

